



行政書士

わかやま



発行所 和歌山県行政書士会

発行日 令和4年8月13日

〒640-8155

和歌山市九番丁1番地(中谷ビル2F)

TEL 073-432-9775・FAX 073-432-9787

E-mail waka_gyosei@galaxy.ocn.ne.jp

URL <http://www.g-wakayama.org/>



道の駅 四季の郷公園 撮影：和歌山支部 中島正樹

会長あいさつ

和歌山県行政書士会

会長 笠野 義二

令和4年も半分以上が過ぎてしまいました。しかしコロナ禍は終息を見せようとはしない。ウイルス自体が変異を続け生き延びようとしている。

その様な世界的に閉塞感が漂う中で2月24日ロシアがウクライナに対して領土拡大のために軍事侵略を開始した。大義正義もない侵略である。約15万の軍を派兵したのである。結果、建造物、工作物の破壊、本来であれば軍事施設が対象のはずであるにもかかわらず、ありとあらゆる物を無差別に破壊し続けている。また、人に対しても無差別に殺戮を繰り返している。その上略奪の限りを繰り返し広げている。軍律もあったものじゃない。また、強制連行として130万人からのウクライナ国民をロシア領土に連行し、強制労働を強いるのだろう。このロシアのやり方には過去の実績がある。第二次世界大戦における日本に対しての当時ソビエト連邦(現ロシア)が日ソ不可侵条約を反古にし、当時の満州国に侵攻し、約50万人の主に軍人をシベリアへ強制連行し約5万人が飢えと寒さで死亡させた事実がある。

また、ポツダム宣言受諾後、樺太、千島列島、北方四島に軍靴で占領した事実、年月が経ってもやることは変わらない。

ここで思うのは確かにロシアのやっていることは

非人道的であり、国際法、国際連合憲章等に違反する行為である。しかし世界は無力である。

先程触れました第二次世界大戦、所謂太平洋戦争における対アメリカはどうであったか。昭和20年8月6日広島、同9日に長崎へ二発の原子爆弾が投下され、瞬時にして約22万人の大多数である民間人が殺戮されたのである。また、東京大空襲では一夜にして約10万人が焼死し、東京都中心部は全焼した。アメリカに人道を語る資格はない。

ただ言えるのは大国のエゴの産物としか言いようがない。

ウクライナに対しては頑張っ
て欲しいが消耗戦である以上
気の毒でならない。平和外交で日本
を守ると国民に対して無責任な事
を平気で公言する。



今ロシアは北海道侵略の意図があるように言われている。確かに北方領土である択捉島に地对空ミサイル「S300V4」を据え実際に発射演習を行っている。本年3月10日。決して日本は平和ではない国になろうとしている。しっかりと防衛をしないと明日はウクライナになりかねない。

最後に凶弾に倒れ、7月8日午後5時3分ご逝去なされた安倍晋三元首相の御霊に対しまして尊崇の念を捧げたいと思います。(合掌)



令和3年

- 12月1日(水) インボイス制度に関する研修会
- 3日(金) 理事会
- 6日(月) 近協ADR担当者会議[ZOOM会議]
池田委員長出席
- 8日(水) 無料相談会
- " 運輸担当者会議[ZOOM会議]
十川運輸交通業務特別委員長、高井同副委員長出席
- 13日(月) ICT特別委員会
- 16～17日 日行連経理部会[ZOOM会議]
笠野会長出席
- 20日(月) 業務部会
- 21日(火) 近協倫理担当者会議[ZOOM会議]
中島総務部長出席
- 22日(水) 近協災害等対策担当者[ZOOM会議]
太田副会長、中島総務部長出席
- 24日(金) 所在不明土地に関する講演会(オンライン) 加茂理事、柳業務部員出席

令和4年

- 1月 7日(金) 正副会長会議
- 12日(水) 無料相談会
- 13日(木) 入会説明会
- 14日(金) マイナンバー代理申請手続事業の会議
- 17日(月) 女性行政書士による女性の為の無料相会
- 19日(水) 近畿女性行政書士担当者会議[ZOOM会議]
柳女性部会長、山本副部会長出席
- 20日(木) 日行連理事会[ZOOM会議]
笠野会長出席
- 24日(月) 第2回専門士業理事会・幹事会
笠野会長、太田副会長出席
- 2月 9日(水) 無料相談会
- 10日(木) 日行連特定行政書士全国担当者
[ZOOM会議] 池田副会長出席
- 11日(金) 近畿女性行政書士交流会[ZOOM会議]
柳女性部会長、山本女性副部会長出席
- 14日(月) 日行連ADR認証取得済単位会課題検討
協議会[ZOOM会議] 池田委員長出席
- 17日(木) 和歌山県空家等対策推進協議会
北井業務部長出席
- 18日(金) 日行連全国建設業担当者[ZOOM会議]
中谷建設委員会副委員長出席
- 25日(金) 綱紀委員会
- " 近畿女性行政書士担当者会議[ZOOM会議]
柳女性部会長、山本女性副部会長出席
- 28～3月1日 日行連経理部会[ZOOM会議]
笠野会長出席
- 3月 1日(火) 日行連全国企業支援業務担当者
[ZOOM会議] 中島総務部長出席
- 3日(木) 日行連成年後見に関する全国担当者
[ZOOM会議] 池田副会長出席
- 9日(水) 無料相談会
- 10日(木) 日行連全国国際業務担当者
[ZOOM会議] 及川副会長出席
- 11日(金) 日行連農地法・都市計画法関係業務
担当者[ZOOM会議]
神山国土農地部会長出席
- 14日(月) 日行連全国知的財産業務担当者
[ZOOM会議] 池田副会長出席

- 18日(金) 日行連全国広報担当者会議[ZOOM会議]
神山広報部長出席
- 18日(金) 女性部会・実務研修委員会・総務部会
- 22日(火) 近協HP担当者会議(尾崎 ICT 特別委員長、中島同副委員長[ZOOM会議]出席)
- 23日(水) 試験委員会・ADR特別委員会
業務部会・入会説明会
- 25日(金) 企画部会・建設特別委員会
- 28日(月) 女性行政書士による女性の無料相談会
- 29日(火) 日行連全国法教育担当者会議
[ZOOM会議](神山広報部長出席)
- 30日(水) 日行連全国総務部長会議[ZOOM会議]
中島総務部長、事務局職員出席
- " 近畿女性行政書士担当者会議
- 4月 5日(火) 運輸交通業務特別委員会
- 13日(水) 無料相談会
- 15日(木) 正副会長会議
- 18日(月) 経理部会
- 20日(水) 入会説明会
- 20～21日 日行連理事会[ZOOM会議](笠野会長出席)
- 25日(月) 会計監査
- 26日(火) 那賀支部総会(書面決議)
- 27日(水) 理事会
- 28日(木) 田辺支部総会(書面決議)
- 5月 9日(月) マイナンバー代理申請手続事業の会議
- 11日(水) 無料相談会
- 12日(木) 御坊支部総会
- 13日(金) 和歌山市支部総会・新東支部総会
- 16日(月) 女性行政書士による女性の無料相談会
- 17日(火) 入会説明会
- 18日(水) 有田支部総会
- 23日(月) 議事運営委員会
- " 総会前打合せ会議
- " 伊都支部総会
- 24日(火) 海南支部総会
- 25日(水) 定時総会
- 6月 3日(金) [専門士業] 和歌山県との災害対策協定に関する意見交換会 笠野会長、太田副会長出席
- 6日(月) 近協定例単位会会長会議
笠野会長、尾崎・及川・太田副会長、中島総務部長出席
- 8日(水) 無料相談会
- 10日(金) 広報部会
- " 国土・農地専門部会
- 14日(火) 入会説明会
- 16日(木) 日行連定時総会 笠野会長、及川・太田副会長出席
- 20日(月) 専門士業団体連絡協議会定時総会(笠野会長、太田副会長出席)
- 22日(水) 弁護士会新役員就任披露の会
及川副会長出席
- 24日(金) 実務研修委員会・総務部会
- " 和歌山県国際課へ挨拶(ウクライナ支援について) 笠野会長、太田副会長出席
- 28日(火) 大阪出入国在留管理局和歌山出張所へ挨拶(ウクライナ支援について) 笠野会長、太田副会長出席
- 29日(水) 理事会

令和4年度 定時総会

- *開催日時 令和4年5月25日(水)
午後3時～4時20分
- *開催場所 和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山4F「グラン」
- *議決権の表示 (1)会員総数 343名
この議決権数 343個
(2)本日の出席者総数 227名
(本日の出席者44名 委任状によるもの183名)
(3)この議決権数 227個



1. 黙 祷
2. 開会の辞 西山副会長
3. 会長挨拶
4. 来賓祝辞
5. 表彰状授与
司会者より行政書士制度70周年和歌山県行政書士会
会長特別表彰受賞者(尾和弘一会員、岩橋靖子会員、中島
正樹会員、中塚隆会員、早田賢治会員)の紹介を行い、会
長より表彰状と記念品を授与した。
次に司会者より永年表彰受賞者(欠席者 木村雅彦会
員、有本進会員、新井悠喜雄会員)の紹介を行った。
最後に司会者より会長感謝状受賞者(栩野嘉之会員、
川合啓介会員)の紹介を行い、会長より各人に表彰状と
記念品を授与した。
6. 受賞者代表謝辞
受賞者を代表し、尾和弘一会員より謝辞。
7. 会員の異動報告
8. 入会者の紹介
9. 出席状況の報告
会員総数343名。本日出席会員数44名。委任状に
よるもの183名。議決権総数227名。司会者より過
半数が出席されている旨の報告があった。
10. 議長、副議長の選任
議長に尾和弘一会員(那賀支部) 副議長に稲田満彦会
員(和歌山市支部)の両会員が選任された。
11. 議事録作成者、議事録署名者の指名
12. 議案審議
(イ) 第1号議案 令和3年度事業報告承認の件および第2
号議案 令和3年度決算報告承認の件(監査報告を含
む)
採決の結果、第1号議案、第2号議案は原案通り可
決承認された。
(ロ) 第3号議案 令和4年度事業計画案承認の件および第

4号議案 令和4年度予算案承認の件
採決の結果、第3号議案、第4号議案は原案通り可決
承認された。

13. 閉会の辞 及川副会長



日政連和歌山県支部 定期大会

- *開催日時 令和4年5月25日(水)
午後2時～2時30分
- *開催場所 和歌山市七番丁26-1
ダイワロイネットホテル和歌山4F「グラン」
- *議決権の表示 (1)会員総数 328名
この議決権数 328個
(2)本日の出席者総数 197名
(本日の出席者37名 委任状によるもの160名)
(3)この議決権数 197個

1. 黙 祷
2. 開会の辞 池田副支部長
3. 支部長挨拶
4. 議長、副議長の選任
議長に神山和幸会員、副議長に中島正樹会員が選任さ
れた。
5. 議事録作成者、議事録署名者の指名
6. 議案審議
第1号議案 令和3年度活動経過報告承認の件
第2号議案 令和3年度決算報告承認の件(監査報告)
採決の結果、第1号議案、第2号議案は原案通り可決
承認された。
第3号議案 令和4年度運動方針案承認の件
第4号議案 令和4年度予算案承認の件
採決の結果、第3号議案、第4号議案は原案通り可決
承認された。
7. 閉会の辞 尾崎副支部長



幹 事 会

令和4年度第1回幹事会議事録

1. 開催日時 令和4年4月27日(水) PM2:30~2:50
2. 開催場所 プラザホープ 3階 会議室
3. 出席者
〈支部長〉笠野義二
〈副支部長〉西山悦雄、池田卓司
〈幹事長〉及川成昭〈副幹事長〉太田光
〈幹事〉加藤、尾和、青石、神山、坂田、中島、森本、
棚野、早田、川端、川合

以上16名

〈オブザーバー〉〈会計監事〉前島宏俊、宮本幹也

〈欠席者〉尾崎達哉

4. 議案審議

- 第1号議案 令和3年度活動経過報告承認の件及び
- 第2号議案 令和3年度決算報告承認の件(監査報告)
採決の結果、第1号議案及び第2号議案は原案通り可決承認された。
- 第3号議案 令和4年度運動方針案承認の件及び
- 第4号議案 令和4年度予算案承認の件
採決の結果、第3号議案及び第4号議案は原案通り可決承認された。
- 第5号議案 第26回参議院議員選挙立候補者の推薦の件
採決の結果、第5号議案は可決承認された。
- 第6号議案 和歌山県知事選挙及び和歌山市長選挙の立候補者各々の推薦の件
採決の結果、第6号議案は可決承認された。

令和4年度第2回幹事会議事録

1. 開催日時 令和4年6月29日(水) PM3:00~3:15
2. 開催場所 プラザホープ 3階 会議室
3. 出席者
〈支部長〉笠野義二
〈副支部長〉西山悦雄、池田卓司、尾崎達哉
〈幹事長〉及川成昭〈副幹事長〉太田光
〈幹事〉加藤、尾和、青石、神山、坂田、中島、森本、
棚野、早田、川端、川合

以上17名

〈オブザーバー〉〈会計監事〉前島宏俊、宮本幹也

4. 議案審議

- 第1号議案 本年度の運動方針について
採決の結果、第1号議案は原案通り可決承認された。

理 事 会

令和4年度第1回理事会議事録

1. 開催日時 令和4年4月27日(水) PM3:00~4:40
2. 開催場所 プラザホープ 3階 会議室
3. 出席者
〈会 長〉笠野義二
〈副会長〉西山悦雄、池田卓司、尾崎達哉、及川成昭、
太田光
〈理 事〉加藤、尾和、神崎、青石、岩橋、神山、北井、
坂田、中島、中畑、中原、前島、室谷、森本、
宮本、棚野、早田、川端、加茂、川合

以上26名

〈オブザーバー〉石倉督斗監事、高井己依子監事、
月山顧問弁護士

4. 議案審議

- 第1号議案 令和4年定時総会への上程議案について
①令和3年度事業報告承認の件
②令和3年度決算報告承認の件(監査報告)
③令和4年度事業計画案承認の件
④令和4年度予算案承認の件
採決の結果、第1号議案(①~④)は可決承認された。
 - 第2号議案 令和4年表彰受賞者承認について
採決の結果、第2号議案は原案通り可決承認された。
 - 第3号議案 議事運営委員の選任について
採決の結果、第3号議案は可決承認された。
 - 第4号議案 総会までの予算執行について
採決の結果、第4号議案は可決承認された。
 - 第5号議案 旅費規程の一部改正について
採決の結果、第5号議案は可決承認された。
- #### 5. 協議事項
- ①会員名簿と法規集等のデジタル化について
- #### 6. 報告事項
- ①部員・委員の補充及び辞任について
 - ②職務上請求書について(総務部より)
 - ③ウクライナ避難民等への支援活動について
 - ④那賀支部 木村順治会員について
 - ⑤新任の空き家相談員について(業務部より)
 - ⑥マイナンバーカード代理申請手続事業について(〃)
 - ⑦封印管理委員会の会計について(運輸交通業務特別委員会より)
 - ⑧旅費の支払について
 - ⑨総会前の打合せ会議の日程について

令和4年度第2回理事会議事録

1. 開催日時 令和4年6月29日(水) PM3:40~4:15
2. 開催場所 プラザホープ 3階 会議室
3. 出席者
〈会 長〉笠野義二
〈副会長〉西山悦雄、池田卓司、尾崎達哉、及川成昭、
太田光
〈理 事〉加藤、尾和、神崎、青石、岩橋、神山、北井、
坂田、中島、中畑、中原、前島、室谷、森本、
宮本、棚野、早田、川端、加茂、川合

以上26名

〈オブザーバー〉石倉督斗監事、高井己依子監事

4. 議案審議

- 第1号議案 会員名簿と法規集等のデジタル化について(総務部より)
採決の結果、第1号議案は原案通り可決承認された。
- 第2号議案 支部名変更について(新東支部より)
採決の結果、第2号議案は原案通り可決承認された。

5. 報告事項

- ①広報月間について
- ②正副会長・支部長・部長合同会議の日程について
- ③行政書士試験に係る試験場責任者の推薦について
- ④許認可を要する法人関係業務に関する全国担当者会議の開催に向けた事前アンケートについて

農地転用許可事務の適正化及び簡素化について

農林水産省農村振興局長

農地転用許可事務については、農地転用手続全般の運用のばらつきについて対応を検討し、地方公共団体の制度担当者へ通知することとされたところです。

農林水産省においては、これまで農地転用許可事務実態調査、国と地方の協議の場等を通じ、農地転用許可制度について、地域ごとにどのような差異が見られるかという観点から調査を行ったところ、法令、審査基準等の根拠を明確にしていない、理解不足又は誤った解釈により制度が運用されている等の不適切な事例がみられたところであり、こうした事例が、農地転用許可制度への不公平感及び不信感を助長し、運用のばらつきとして認識されていることが考えられるところです。

このため、都道府県知事等及び農業委員会は、下記に御留意の上、関係法令及び関係通知に定めるところによるほか、自ら定める審査基準等に基づき農地転用許可制度を適切に運用されるよう、特段の御配慮をお願いします。

(なお、このことについて、市町村及び農業委員会の担当者まで行き渡るよう、貴管内市町村及び農業委員会に対して貴職から御通知願います。)

記

1 審査基準の取扱いについて

(1) 適切な審査基準の策定について

行政庁は申請により求められた許認可等の可否をその法令の定めに従って判断するために必要とされる審査基準を定めるに当たっては、許認可等の性質に照らしてできる限り具体的なものとしなければならないものとされている(同法第5条第2項)が、その内容はあくまでも法令の規定の解釈として許容される範囲内のものであることが必要であること。

農地転用許可基準は、農地法、農地法施行令(昭和27年政令第445号)及び農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号。以下「規則」という。)で定められており、さらに、その具体的な運用に係る法令の解釈、手続等については、「農地法関係事務に係る処理基準について」その他の関係通知により定められているところであるが、農地転用許可権限を有する地方公共団体において審査基準を定めるに当たっては、それらの規定に即した内容を定めるよう留意すること。

(2) 審査基準の公表について

行政庁は、行政上特別の支障があるときを除き、審査基準を公にしておかなければならないこととされているが、令和2年度に都道府県及び指定市町村を対象に農地転用許可に係る審査基準の公表等の状況について調査をしたところ、当該審査基準を公表していない地方公共団体が見受けられた。

このため、農地転用許可権限を有する地方公共団体においては、当該審査基準を定め、これを農地転用許可に係る申請先である農業委員会等に備え付けるとともに、ホームページに公表することを徹底し、農地転用許可処分に係る公平性の確保と透明性の向上を図ること。

2 農地転用許可事務の運用のばらつきに係る個別の留意点について

(1) 農地転用許可を要しない農業用施設の取扱いについて

①農地の保全又は利用の増進のために必要な施設

「耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全若しくは利用の増進のため」

に供する農業用施設については、当該農業用施設に供する面積が2アール以上であっても農地の転用の制限の例外に該当し、農地転用許可は、要しないこと。

なお、当該農業用施設としては、ため池、排水路、階段工、土留工、防風林、防護柵等の災害を防止するために必要な施設及びかんがい排水施設、農道等の土地の農業上の効用を高めるために必要な施設がこれに該当すること。

②農業用施設への進入路その他の関連施設

規則第29条第1号に規定する「その農地(2アール未満のものに限る。)をその者の農作物の育成若しくは養畜の事業のため」に供する農業用施設については、当該農業用施設への進入路をコンクリートで舗装する場合等、農業用施設を利用する上で不可欠な施設等を整備する場合には、これを農業用施設と一体のものとして取り扱い、当該農業用施設に供する土地の面積と進入路等として当該農業用施設と一体的に整備する土地の面積とを合計した面積が2アール未満であるか否かにより判断することが適当であること。

③農業用施設を複数回設置する場合の取扱い

②の農業用施設を複数箇所又は複数回にわたって設置する場合の取扱いについては、同一の事業主体が一連の事業計画の下に転用しようとするときの農地の面積の合計が2アール未満であるか否かで許可の要否を判断することが適当と考えられること。

よって、同一の事業主体が一連の事業計画の下で、農業用施設を複数箇所設置する場合には、その規模の合計が2アール以上となる場合には農地転用の許可を要することとなること。他方、一連の事業計画に従って事業が完了した後に、当該事業とは別に新たに2アール未満の規模の農業用施設を設置しようとする場合には、農地転用許可は要しないこととなること。

このため、規則第29条第1号に基づく農地転用許可制度の取扱いの運用に当たっては、あらかじめ施設設置者の一連の事業計画の内容と耕作又は養畜の事業の内容を確認しておくことが適当であること。

(2) 農地取得後3年以内は転用を認めない運用について

耕作目的で取得した農地については、一定期間は適正かつ効率的に耕作されるべきとの観点から、農地を取得した後3年間は、その取得した農地についての転用は認めない指導が慣行的に行われている地域が見受けられるところ、このような農地転用許可基準との関係が明白でなく、従来からの地域の慣行的な取扱いにより農地の転用を認めないといった対応は適切ではないこと。

(3) 農用地利用計画の変更を伴う農地転用について

農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。以下同じ。)内の農地のうち農用地区域からの除外又は用途の変更のための農用地利用計画(農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画をいう。以下同じ。)の変更手続を伴う転用事案については、農地転用許可を行う前に当該手続を行う必要があること。

この場合において、手続の迅速化の観点から農用地利用計画の変更手続と農地転用許可手続を並行的に処理するようなケースがあるが、農業振興地域整備計画の変更公告以前に農地転用許可が行われている事案が見受けられたことから、このようなことのないよう、関係部局で十分に調整の上で処理を行うこと。

(4) 一筆の農地の一部を転用する場合の取扱いについて一筆の農地の一部を転用する場合において、農地につ

いての権利移転の有無に関係なく、あらかじめ分筆を行った上で申請することを画一的に求めている事例も見受けられるが、農地転用許可に関しては、農地転用許可を受けようとする土地の箇所を特定できるのであれば、あらかじめ分筆を行わなくても当該許可をすることは可能であること。

なお、あらかじめ分筆を行うこととする運用については、農地転用許可後において地目変更登記又は所有権移転登記を行う場合における不動産登記法(平成16年法律第123号)による登記手続と農地転用許可手続の相互の運用の円滑化を図るためのものであることから、その点を申請者に説明の上で対応することが適当であること。

3 農地転用許可申請書等の添付書類の簡素化について (1) その他参考となるべき書類の取扱いについて

農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付する必要がある書類については、規則及び「農地法関係事務処理要領の制定について」(平成21年12月11日付け21経営第4068号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長通知)に定められており、それ以外の書類については、特に審査をする必要がある場合を除き提出を求めないよう依頼してきたところであるが、地域によっては、農地転用許可申請書又は農地転用届出書に添付義務のない隣接者の同意書や自治会長の同意書等の添付を一律に求めている事例が見受けられた。

また、申請書又は届出書の提出に当たって自治会長又は農業委員に稟議の経由印を求め、農業委員会事務局で申請を受け付けるといった運用が行われている場合もあった。

こうした取扱いは、申請者又は届出者に過度の負担を求めることとなるものであることから、従来から書類の添付を求めているからといった合理性を欠いた理由で書類の提出を求めることはしないこと。

また、「その他参考となるべき書類」の添付を求める場合は、申請書の審査に真に必要なものに厳選するとともに、これらの審査に必要なものであっても、関係部局等への確認を行うことにより把握可能な情報については、可能な限り申請者に添付を求めないようにすることが望ましいこと。

なお、添付書類又は押印欄について、不要なものは廃止する等、行政手続のオンライン化等を見据え、農地転用に係る許可申請又は届出の手続について、積極的な見直しを行うよう努めること。

(2) 法定添付書類の見直しについて

添付書類の簡素化及び審査の簡略化の観点から、令和4年3月31日付けで規則を一部改正し、規則第30条第1号において申請者が法人である場合に添付を要することとしていた法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写しについては、それらのうちのいずれかの書類のみの添付を求めるとし、農地法第5条第1項の許可手続においてそれらの書類を添付する必要がある法人は、農地等について権利を取得しようとする者のみとしたこと。

支部名変更について

令和4年6月29日開催の理事会におきまして、新東支部の支部名は新宮支部と変更になりましたのでお知らせ致します。

総務部からのお知らせ

これまで「会員名簿」については年に一度、「行政書士関係法規集」については改正等があり次第、会員の皆様に印刷したものを発行・配布して参りました。

この度、会務のデジタル化、経費削減の観点から「会員名簿」については発行そのものを停止し、「行政書士関係法規集」については当会ホームページ上に掲載させていただく形をとることとなりました。

なお、「会員名簿」につきましては当会ホームページの「会員検索」をご利用いただくことで代用することとし、また印刷したものが必要な場合にも当該「会員検索」画面をプリントすることで対応することになります。会員の皆様にはご不便をおかけしますが、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

表紙写真説明

和歌山市民の憩いの場として長年親しまれてきた四季の郷公園は令和2年7月に和歌山市内唯一の「道の駅」としてリニューアルオープンしました。

園内では季節ごとの花々が咲き誇り、農産物直売所や地元食材を使用したレストランやバーベキューエリアもあります。

自然と農業をテーマにした公園でもあり、タケノコやブルーベリーなどの収穫体験ができるなど年間を通して子供から大人まで楽しめる施設です。

和歌山市支部 中島 正樹



<編集後記>

「じっとしていると未来は遠のく」もし、新しいことに関心を持たず、過去の知識ばかりで仕事をしていたら、気がついた時には、未来はもう手の届かないところに行ってしまうかも知れない。

知らないことは恥ではないから、興味のあることは、積極的に質問したらいいし、関心があれば勉強もすればいい。「そんなちょっとしたこと」が自分を時代の先端に運んでくれる。

諦めた瞬間に、急激に未来から遠ざかっていく。大した努力じゃない。ただ、やればいい。

そういう人たちといつも交流出来るような環境に、自分を置けば位いい。…と尊敬する先輩に今日教えてもらいました。

会員の皆様から広報誌に関するご意見や投稿をお待ちしております。引き続き広報部一同頑張ります。よろしくお願いいたします。

広報部 辻本利広

会員の異動状況

◇新入会員



氏名 松本 唯男
所属支部 有田支部
入会日 令和3年12月15日
事務所 有田郡有田川町大字徳田
250-4 株式会社楽ビル2階



氏名 宮下 智之
所属支部 和歌山市支部
入会日 令和3年12月15日
事務所 和歌山市友田町四丁目107
東陽ビル4F



氏名 津森 俊彦
所属支部 那賀支部
転入年月日 令和4年4月2日
事務所 紀の川市桃山町最上462-8
※大阪会より転入



氏名 額田 朋子
所属支部 和歌山市支部
入会日 令和4年2月15日
事務所 和歌山市西汀丁18
ISC栄和ビル2階



氏名 口井 隆司
所属支部 海南支部
入会日 令和4年4月2日
事務所 海南市孟子638-2



氏名 北 健夫
所属支部 和歌山市支部
入会日 令和4年4月2日
事務所 和歌山市島崎町1-55



氏名 横田 和也
所属支部 和歌山市支部
入会日 令和4年4月2日
事務所 和歌山市三木町堀詰7



氏名 下向 俊夫
所属支部 和歌山市支部
入会日 令和4年5月1日
事務所 和歌山市和歌浦東1-4-23



氏名 宮路 敦光
所属支部 御坊支部
入会日 令和4年5月1日
事務所 日高郡日高川町熊野川657



氏名 海部 良太
所属支部 海南支部
入会日 令和4年5月1日
事務所 海南市野上新648



氏名 小川 千佳
所属支部 和歌山市支部
入会日 令和4年6月1日
事務所 和歌山市西旅籠町4
第2垂井ビル2F



氏名 宗田 員行
所属支部 和歌山市支部
入会日 令和4年6月15日
事務所 和歌山市岡山丁26
泉ビル1F

◆退会者 [廃業]

- ・木村 博孝 (那賀) R3. 11. 30付
 - ・千原 泰博 (那賀) R4. 2. 16付
 - ・中 惠 (和市) R4. 2. 22付
 - ・高井由紀夫 (和市) R4. 3. 31付
 - ・酒井 文乙 (和市) R4. 3. 31付
 - ・永島 隆雄 (和市) R4. 3. 31付
 - ・岩本 康平 (新東) R4. 3. 31付
 - ・西川 元人 (伊都) R4. 3. 31付
 - ・阪本 高司 (御坊) R4. 5. 31付
- (敬称略)